

議案第 3 号

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

野田市支所及び出張所設置条例（昭和63年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び位置」を「、位置及び所管区域」に改め、同条の表出張所の項野田市南出張所の目中「2, 008番地」を「2008番地」に改

「
め、同項中

野田市中央出張所	野田市中野台168番地の1
----------	---------------

 を
」

「

野田市中央出張所	野田市中野台168番地の1
野田市愛宕駅前出張所	野田市野田721番地の1

 に改める。
」

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

提案理由

市民の利便性の向上を図ることを目的として愛宕駅前出張所を新たに設置するため、地方自治法第155条第2項の規定に基づき出張所の名称、位置及び所管区域を定めようとするものである。

参考資料

野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市支所及び出張所設置条例 (昭和63年野田市条例第20号)

改 正 案				現 行			
(名称、位置及び所管区域)				(名称及び位置)			
第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。				第2条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			
区分	名称	位置	所管区域	区分	名称	位置	所管区域
	(略)		野田市全		(略)		野田市全
出張所	野田市南	野田市山崎 200	域	出張所	野田市南	野田市山崎 2,0	域
	出張所	8 番地			出張所	08 番地	
	(略)				(略)		
	野田市中	野田市中野台 1			野田市中	野田市中野台 1	
	央出張所	68 番地の 1			央出張所	68 番地の 1	
野田市愛	野田市野田 721	域	出張所	野田市愛	野田市野田 721	域	
宕駅前出	番地の 1			宕駅前出	番地の 1		
張所							